

平成20年度 事業原簿（ファクトシート）

平成20年	4月	1日作成
平成21年	5月	現在

制度・施策名称	省エネ設備・機器の導入支援																	
事業名称	エネルギー使用合理化事業者支援事業	コード番号：P98024																
推進部署	省エネルギー技術開発部																	
事業概要	<p>エネルギーを使用して事業を行っている者が、更なる省エネルギーを推進するための設備・技術を導入する取り組みに対し、当該事業に必要な費用の一部を補助する。</p> <p>既設の工場、事業所における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるものを対象とする。なお、①省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた事業、②経団連環境自主行動計画等で位置付けられた事業、③積極的に公開された自社の自主行動計画に位置付けられた事業、④高性能工業炉の導入事業、⑤天然ガス又は石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備の導入事業、⑥複数事業者連携事業、⑦大規模省エネルギー事業、⑧中小企業の省エネルギー事業、⑨民生（業務その他）部門の省エネルギー事業、⑩国土交通省等が認定する運輸関連事業を重点的に支援する。</p>																	
	補助対象者：全業種																	
	補助率																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>補助率</th> <th>補助金上限額</th> <th colspan="2">事業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独事業</td> <td>1/3</td> <td>5億円／事業</td> <td colspan="2" rowspan="3">原則単年度事業 ※ただし、事業規模が大きい等により1年での実施が困難な事業であって、NEDOが必要と認める場合には、複数年にわたる事業とすることができる。</td> </tr> <tr> <td>複数連携事業</td> <td>1/2</td> <td rowspan="2">15億円／年度</td> </tr> <tr> <td>大規模事業</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>				事業	補助率	補助金上限額	事業期間		単独事業	1/3	5億円／事業	原則単年度事業 ※ただし、事業規模が大きい等により1年での実施が困難な事業であって、NEDOが必要と認める場合には、複数年にわたる事業とすることができる。		複数連携事業	1/2	15億円／年度	大規模事業
事業	補助率	補助金上限額	事業期間															
単独事業	1/3	5億円／事業	原則単年度事業 ※ただし、事業規模が大きい等により1年での実施が困難な事業であって、NEDOが必要と認める場合には、複数年にわたる事業とすることができる。															
複数連携事業	1/2	15億円／年度																
大規模事業	1/3																	
事業規模	事業期間：平成10～21年度 (単位：百万円)																	
		～H19年度 (総額実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (予定)	合計													
	予算額	143,883	35,676	29,646	209,205													
	執行額	110,023	27,042	—	137,065													
	平成20年度は補正予算分を含む。																	
1. 事業の必要性																		
<p>地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況下、2005年2月、地球温暖化防止京都会議で採択された京都議定書の発効により、我が国は2008～2012年度（第一約束期間）における温室効果ガス排出量を90年比で6%削減する義務を負うことになっている。</p> <p>産業分野においては、これまで、省エネルギー設備投資の推進、エネルギー管理の適正化等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、こうした分野において国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、更なる省エネルギーを進めることが必要とされている。本事業は、この一環として実施するものであり、事業者が更なる省エネ努力を行う場合に支援するものである。</p>																		

2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応	
①目 標 本事業の実施により投資に対する一定の効果を定量的に実証し、支援プロジェクトの内容を広く普及することによって、産業部門及び運輸部門等における事業者の一層の省エネルギー努力を促すことで、それらの部門の2010年の省エネルギー目標量（原油換算 5,890万klのうち、産業部門 1,480万kl、運輸部門 2,060万kl）の実効性を高める。	
②指 標	<ul style="list-style-type: none"> ・申請件数 ・採択件数 ・省エネ効果（万kl/年） ・費用対効果（万円補助金/kl） ・省エネ量達成率（省エネ量実績/省エネ量計画）
③達成時期：平成21年度	
④情勢変化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費の伸びが著しい運輸部門における省エネルギーの推進を図るため、平成17年度より国土交通省が認定する運輸関連事業に対する重点支援を実施しており、平成20年度も引き続き重点支援を実施する。 ・原油価格高騰の下、省エネルギー設備を導入し積極的に省エネルギー対策を実施しようとする事業者を支援するため、平成17年度より、農業関連としてビニールハウス用の省エネ型温風暖房機器等、漁業関連として漁船用高効率エンジンを補助対象として重点的に支援を実施しており、平成20年度も引き続き重点支援を実施する。 ・オフィスビル・小売店舗・病院・学校といった業務その他部門におけるCO2排出量増加が顕著であることが指摘されている。しかし、同部門は省エネルギーのポテンシャルが高いが、省エネ設備へのリプレースが進んでいないのが現状であり、省エネ法においても同部門への規制強化が柱の一つであることから、民生（業務その他）部門の省エネルギー事業を新たに重点支援として実施する。 ・省エネポテンシャルが高いにもかかわらず、資金面等の制約により中小企業は大企業に比してエネルギー原単位の悪化が顕著であることから、従前からの産業部門等における重点支援に加え、これら部門に対しても支援の追加・強化を行っていく必要があることから、中小企業の省エネルギー事業を新たに重点支援として実施する。 	
3. 評価に関する事項	
①評価時期 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度評価：平成21年5月 	
②評価方法（外部 or 自己評価、レビュー方法、評価類型、評価の公開方法） <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度評価：内部評価を実施 	

[添付資料]

- (1) 平成20年度概算要求に係る事前評価書（経済産業省策定）（略）
- (2) エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱（略）
- (3) 平成20年度実施方針（略）
- (4) 平成20年度事業評価書

平成20年度 事業評価書

	作成日	平成21年9月25日
制度・施策名称	省エネ設備・機器の導入支援	
事業名称	エネルギー使用合理化事業者支援事業	コード番号：P98024
推進部署	省エネルギー技術開発部	
0. 事業実施内容		
<p>エネルギーを使用して事業を行っている者が、更なる省エネルギーを推進するための設備・技術を導入する取り組みに対し、当該事業に必要な費用の一部を補助する。</p> <p>既設の工場、事業所における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるものを補助対象とする。なお、省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた事業、経団連環境自主行動計画等で位置付けられた事業、積極的に公開された自社の自主行動計画に位置付けられた事業、高性能工業炉の導入事業、天然ガス及び石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備の導入事業、複数事業者連携事業、大規模省エネルギー事業、中小企業の省エネルギー事業、民生（業務その他）部門の省エネルギー事業、運輸関連事業、農水関連事業を重点的に支援する。平成20年度は2回の公募を行い、産業部門等で新規105件、運輸及び農水関連の認定関係で268件の総計で新規373件を採択した。</p>		
1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）		
<p>エネルギー消費量の大きな産業部門においては、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、京都議定書における地球温暖化対策に向けより一層の努力を払うことが求められている。こうした中で、さらに省エネ設備・技術の導入を促進するためには、一定の補助を行うことが適切である。</p>		
2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）		
<p>①手段の適正性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募、申請内容の確認、審査委員会を経て交付決定される。必要に応じ省エネ量の根拠等はヒアリングにて確認。 ・平成17年度より他省庁との連携事業として運輸関連（国交省）、漁業・農業関連（農水省）事業の追加・拡大を行っており、今年度も引き続き更に重点支援を行った。 <p>以上2つの取り組みを実施したことにより手段の適正性を確保している。</p>		

②効果とコストとの関係に関する分析

モニタリング指標：申請件数、採択件数、省エネ効果（万k1/年）、費用対効果（万円/k1）

年 度	～H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	計
申請件数*1	295	199	231	176	339	473	391	539	2,643
採択件数*1	152	120	111	80	314	399	331	373	1,880
件数*2	143	108	90	64	274	351	293	305	1,628
補助金額（億円）*2	165	80	103	110	139	187	144	206	1,134
省エネ量（万k1）*3	37.1	19.5	24.7	33.9	36.6	26.5	22.8	34.5	235.6
万円（補助金）/k1	4.4	4.1	4.2	3.2	3.8	7.1	6.3	6.0	4.8

*1) 継続事業は含まない。

*2) 当該年度に省エネ効果を発生した事業数及び補助金額である。

*3) 当該年度に発生した省エネ量（原油換算）である。なお、平成20年度新規採択案件(373件)の省エネ量計画値は48.7万k1である。

平成20年度に省エネ効果を発揮する事業数は305件であった。これらの総事業費に対する単純投資回収年（総事業費/1年間に削減したエネルギーの評価金額）*4は概算で平均7.2年であり、補助率1/3を考慮すると事業者負担の投資回収年は平均4.8年となった。日本政策投資銀行が実施した調査（企業行動に関する意識調査に基づく分析）によれば、最近の国内設備投資の平均投資回収年数は3年～5年程度としていることを勘案すると、補助金に対する効果及び応分の受益者負担の観点より、適正であると判断される。

*4) $6.0 \text{ 万円/k1/年} \times 3 \text{ (補助率 } 1/3) / 2.5 \text{ 万円/k1} = 7.2 \text{ 年}$

3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

省エネ量達成率（省エネ量実績/省エネ量計画（目標値））は、平成10年度から平成18年度まで、それぞれ90%、112%、98%、99%、102%、101%、109%、109%及び122%と良好な結果が得られている。したがって、平成20年度新規採択案件（後年に発生する分を含める。）の計画値の合計省エネルギー量48.7万k1（約127万t-CO2/年*）についても、2010年の省エネルギー目標に対して確実に寄与することが見込まれる。

※原油1k1当たりCO2排出量を2.608t-CO2として計算。

4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

特になし。

5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

原油高騰の緊急対策として、補正予算による公募を実施した。

6. 総合評価

①総括

- 省エネ量達成率（省エネ量実績／省エネ量計画（申請値））は、平成10年度から平成18年度まで、それぞれ90%、112%、98%、99%、102%、101%、109%、109%及び122%と良好な結果が得られている。（実績値は、事業完了後1年間の運転データに基づく報告によるため、時間遅れあり。）
- 平成10年度から平成20年度まで（後年に発生する分を含める）に総エネルギー削減量は、約349万k1（約910万t-CO₂/年[※]）の達成が見込めるなど、大きな成果が得られている。
※ 原油1k1当たりCO₂排出量を2.608t-CO₂として計算。
- 平成20年度は2回の公募を行い、中小企業の省エネルギー事業及び民生（業務その他）部門の省エネルギー事業の51件に対して、新たに重点支援を行ったことにより、支援対象の裾野が広がっている。
- 全エネルギー消費量に占める産業部門のエネルギー消費割合は、依然として半分近くを占めていることに加えて運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが著しい現状をかんがみると、なお一層の努力を求められており、これを支援する本事業の継続は必須である。

②今後の展開

- 省エネ設備の導入等に熱心な事業者の要求に応えるため、また、さらに大きな省エネ効果を得るために、平成21年度の公募に際しては情勢変化に応じた要件の見直し（省エネ効果の下限值設定）を行う。
- 京都議定書第一約束期間の6%削減の確実な達成に向けた短期対策として、複数事業者連携事業等により、産業部門における更なる省エネルギーが推進されるよう、また、エネルギー消費の伸びが著しい民生・運輸部門においては、実効性のある省エネルギー施策が推進されるよう導入普及事業を引き続き適切に実施することが必要である。
- 昨今の採択事業件数の増加に伴う年度末事務の効率化を図るために、事業完了時期の短縮を行っているが、その一方で、事業者側の事業期間の確保を行うために早期の交付決定を目指すことが必要である。NEDOと事業者双方の効率的な事業執行を図るために、それらを両立することが必要である。平成21年度においては、公募から交付決定までの手続きの前倒しを行っている。